

# 使っていますか？マイナ保険証

従来の健康保険証は令和6年12月2日以降新たに発行されなくなりました。その後は、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行しています。

## Q.マイナ保険証のメリットは？

### データに元づくより良い医療が受けられる

受診時・調剤時にマイナンバーカードを用いて受付し、情報提供に同意することで、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有することができます。

自分では正確に覚えていないこともあるし、  
診察歴や薬の情報を確認してもらえて安心！



ご自身の過去の診療情報・薬剤情報等はマイナポータルで確認できます。

マイナポータルアプリをダウンロード→

iPhone



Android



### 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される

マイナンバーカードで資格確認を行うため、紙の認定証の持参なし・手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除になります。

※オンライン資格確認未導入の医療機関等での受診の場合や、低所得に該当する場合等は事前に申請が必要となります。



手続きが不要になって  
便利になるのか！

他にも様々なメリットがあります。

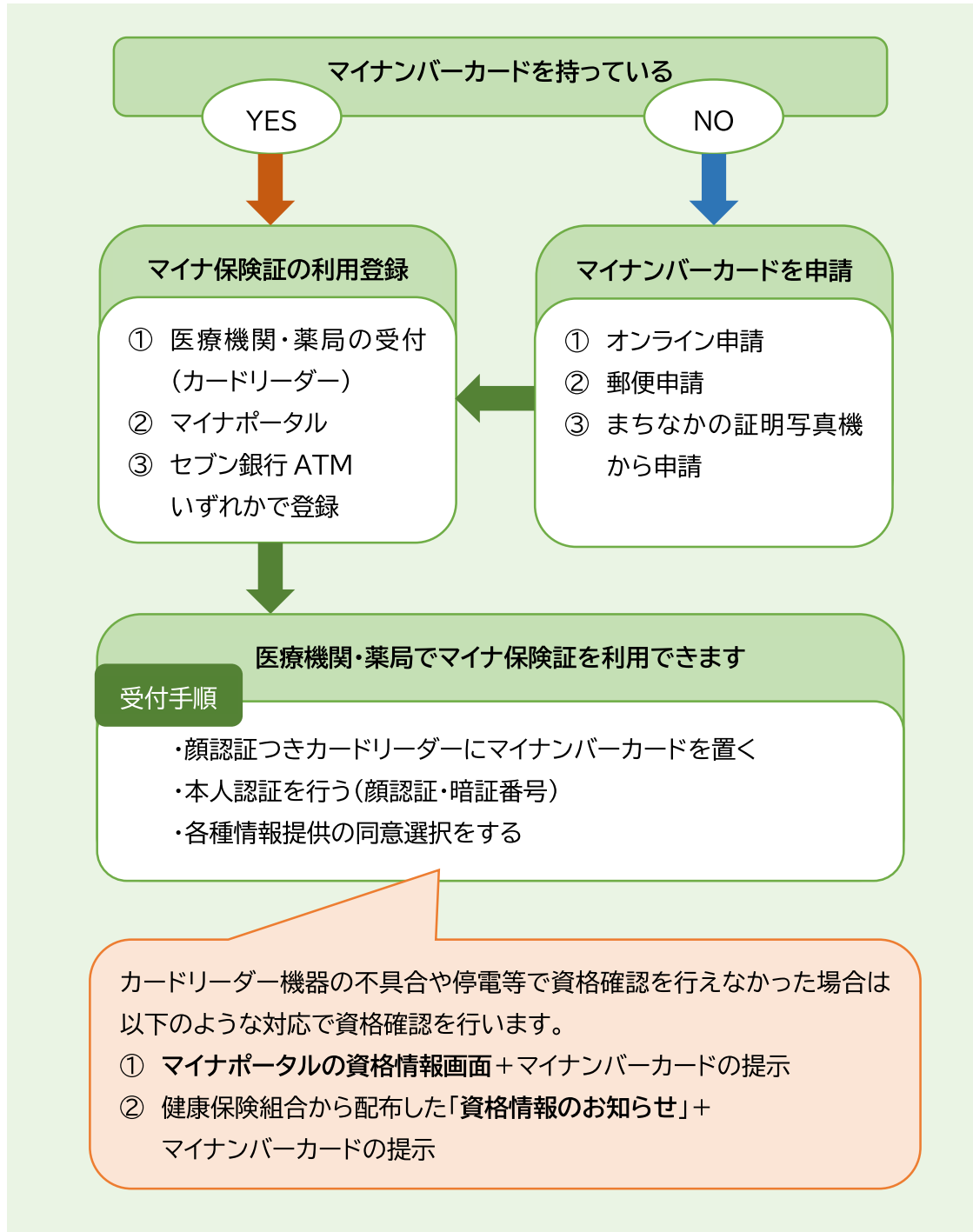
くわしくは厚生労働省のホームページをご覧ください。→

マイナンバーカードの  
保険証利用について



## Q.マイナ保険証を利用するための手続きは？

以下の手順でお手続きをお願いします。



お手元の健康保険証は令和7年12月1日まで使用できますが、期限近くなりますとマイナンバーカード申請の混雑が予想されます。お早めにお手続きください。